



2026年5月20日

各 位

会 社 名 信 金 中 央 金 庫
代 表 者 名 理 事 長 柴 田 弘 之
(コード番号 8421 東証 優先出資証券)
問 合 せ 先 理 事 総 合 企 画 部 長 小 平 敏 宏
(TEL. 03-5202-7624)

定款の一部変更に関するお知らせ

本中金は、2026年5月20日開催の理事会において、定款の一部変更について2026年6月24日開催予定の第89回通常総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的および変更日

(1) 経営指導に関する規定の変更

金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）等の一部を改正する法律(令和8年法律第15号)により、金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置（資金交付制度）が拡充されることから、当該特別措置の適用を受けた場合に本中金が行い得る業務として、改正金融機能強化法第34条の16第5項に定める業務を追加するため、規定を変更する。

この変更は、行政当局の認可を受けた日または改正法の施行日いずれかの遅い日に行うものとする。(第2条関係)

(2) 事務所の所在地に関する規定の変更

岡山支店の廃止に伴い、事務所の所在地に関する規定を変更する。

この変更は、2026年7月24日に行うものとする。(第4条関係)

(3) 優先出資の総口数の最高限度に関する規定の変更

優先出資の消却があった場合においても、優先出資の総口数の最高限度は変わらないものとするため、規定を変更する。

この変更は、行政当局の認可を受けた日に行うものとする。(第25条関係)

(4) その他の規定の整理

信用金庫法の改正に伴い、字句の修正を行う。

この変更は、(3)の変更日に行うものとする。(第2条関係)

2. 変更の内容
別紙のとおり

以 上

(本件に関するお問合せ先)

信金中央金庫 IR広報室

TEL 03-5202-7700

定款変更案

現 行	変 更 後																																																				
<p>(事業)</p> <p>第2条 1～9 (略)</p> <p>10 本金庫は、<u>算定割当量</u>を取得し、もしくは譲渡することを内容とする契約の締結またはその媒介、取次ぎもしくは代理を行なう業務（第3項の規定により行なう業務を除く。）を行なうことができる。</p> <p>11～13 (略)</p> <p>14 本金庫は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成 16 年法律第 128 号）第 28 条第 2 項に定める指導または同法第 34 条の 4 第 2 項に定める経営指導を行なうことができる。</p> <p>(事務所の名称および所在地)</p> <p>第 4 条 本金庫は、主たる事務所を東京都中央区に置き、従たる事務所を次の各地に置く。</p> <table border="0"> <tr><td>北海道支店</td><td>札幌市</td></tr> <tr><td>福岡支店</td><td>福岡市</td></tr> <tr><td>大阪支店</td><td>大阪市</td></tr> <tr><td>名古屋支店</td><td>名古屋市</td></tr> <tr><td>中国支店</td><td>広島市</td></tr> <tr><td>東北支店</td><td>仙台市</td></tr> <tr><td>北陸支店</td><td>金沢市</td></tr> <tr><td>四国支店</td><td>高松市</td></tr> <tr><td>静岡支店</td><td>静岡市</td></tr> <tr><td>南九州支店</td><td>熊本市</td></tr> <tr><td>神戸支店</td><td>神戸市</td></tr> <tr><td>岡山支店</td><td>岡山市</td></tr> <tr><td>本店京橋出張所</td><td>東京都中央区</td></tr> </table> <p>(優先出資の総口数の最高限度)</p> <p>第 25 条 本金庫の発行する優先出資の総口数の最高限度は 200 万口とし、このうち 100 万口は A 種優先出資、100 万口は B 種優先出資とする。<u>ただし、優先出資につき消却があつたときは、これに相当する口数を減ずる。</u></p> <p>(新設)</p>	北海道支店	札幌市	福岡支店	福岡市	大阪支店	大阪市	名古屋支店	名古屋市	中国支店	広島市	東北支店	仙台市	北陸支店	金沢市	四国支店	高松市	静岡支店	静岡市	南九州支店	熊本市	神戸支店	神戸市	岡山支店	岡山市	本店京橋出張所	東京都中央区	<p>(事業)</p> <p>第2条 1～9 (略)</p> <p>10 本金庫は、<u>国際協力排出削減量</u>を取得し、もしくは譲渡することを内容とする契約の締結またはその媒介、取次ぎもしくは代理を行なう業務（第3項の規定により行なう業務を除く。）を行なうことができる。</p> <p>11～13 (略)</p> <p>14 本金庫は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成 16 年法律第 128 号）第 28 条第 2 項に定める指導または同法第 34 条の 4 第 2 項<u>もしくは第 34 条の 16 第 5 項</u>に定める経営指導を行なうことができる。</p> <p>(事務所の名称および所在地)</p> <p>第 4 条 本金庫は、主たる事務所を東京都中央区に置き、従たる事務所を次の各地に置く。</p> <table border="0"> <tr><td>北海道支店</td><td>札幌市</td></tr> <tr><td>福岡支店</td><td>福岡市</td></tr> <tr><td>大阪支店</td><td>大阪市</td></tr> <tr><td>名古屋支店</td><td>名古屋市</td></tr> <tr><td>中国支店</td><td>広島市</td></tr> <tr><td>東北支店</td><td>仙台市</td></tr> <tr><td>北陸支店</td><td>金沢市</td></tr> <tr><td>四国支店</td><td>高松市</td></tr> <tr><td>静岡支店</td><td>静岡市</td></tr> <tr><td>南九州支店</td><td>熊本市</td></tr> <tr><td>神戸支店</td><td>神戸市</td></tr> <tr><td>(削る)</td><td></td></tr> <tr><td>本店京橋出張所</td><td>東京都中央区</td></tr> </table> <p>(優先出資の総口数の最高限度)</p> <p>第 25 条 本金庫の発行する優先出資の総口数の最高限度は 200 万口とし、このうち 100 万口は A 種優先出資、100 万口は B 種優先出資とする。(削る)</p> <p><u>2 優先出資につき消却があつた場合であっても、前項の最高限度は変わらないものとする。</u></p>	北海道支店	札幌市	福岡支店	福岡市	大阪支店	大阪市	名古屋支店	名古屋市	中国支店	広島市	東北支店	仙台市	北陸支店	金沢市	四国支店	高松市	静岡支店	静岡市	南九州支店	熊本市	神戸支店	神戸市	(削る)		本店京橋出張所	東京都中央区
北海道支店	札幌市																																																				
福岡支店	福岡市																																																				
大阪支店	大阪市																																																				
名古屋支店	名古屋市																																																				
中国支店	広島市																																																				
東北支店	仙台市																																																				
北陸支店	金沢市																																																				
四国支店	高松市																																																				
静岡支店	静岡市																																																				
南九州支店	熊本市																																																				
神戸支店	神戸市																																																				
岡山支店	岡山市																																																				
本店京橋出張所	東京都中央区																																																				
北海道支店	札幌市																																																				
福岡支店	福岡市																																																				
大阪支店	大阪市																																																				
名古屋支店	名古屋市																																																				
中国支店	広島市																																																				
東北支店	仙台市																																																				
北陸支店	金沢市																																																				
四国支店	高松市																																																				
静岡支店	静岡市																																																				
南九州支店	熊本市																																																				
神戸支店	神戸市																																																				
(削る)																																																					
本店京橋出張所	東京都中央区																																																				